

無戸籍問題解消の基礎知識と令和4年民法改正

2024年4月17日



Koga Reiko

古賀 礼子 (66期)

第一東京弁護士会会員

【略歴】

東京学芸大学教育学部卒
信州大学大学院法曹法務研究科卒
2013年 弁護士登録
2018年 東京三弁護士会多摩支部無戸籍者問題WG発足時よりメンバー・現座長。
第一東京弁護士会家事法制委員会親子法制PT・家族法制PTにて民法改正について検討。

CONTENTS

- 第1 無戸籍問題の取り組み
- 第2 なぜ無戸籍になるのか
- 第3 令和4年民法改正
- 第4 今後の課題
- 第5 質疑応答

第1 無戸籍問題の取り組み

1 戸籍制度とは

戸籍制度とは、“日本国民の国籍とその親族的身分関係（夫婦、親子、兄弟姉妹等）を戸籍簿に登録し、これを公証する制度”であるというふうに法務省のホームページで解説があります。

一方、「戸籍」とは別に、「国籍」という概念があります。日本人かどうかというのが「国籍」で、日本国籍を取得する原因が法律に定められています。出生、届出、帰化という手続を経て、日本国籍を取得します。

国籍法2条によれば、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」等にあたれば、日本国民となって戸籍に登録されるはずなのですが、日本国民なのに戸籍がない人がいるという実態があり、いわゆる無戸籍が問題になりました。

2 「日本国民」なのに戸籍がない人がいる

この無戸籍問題が世間でフォーカスされたのは、井戸まさえさんが当事者となってこの問題に切り込んでいったのがきっかけではないかと思います。

井戸さんは、2002年に、離婚後に再婚した方

との間で出産をして出生届を出そうとしたところ、役所の窓口で父親欄が違いますよと言われてしまって、離婚した元夫の名前は書きたくないし、事実でもないし、でも書かないと受理しないと言われて出生届を出せず子が無戸籍状態になってしましました。

その後、世間では、2006年に毎日新聞が無戸籍キャンペーンと銘打ってこの問題を報道したり、2014年のNHK『クローズアップ現代』で“戸籍のない子どもたち”という特集が組まれたりして少しづつ注目を浴びるようになりました。とはいえ、抜本的な解決にはなかなか至りませんでした。2015年には、無戸籍者ゼロタスクフォースを政府が発足させ、2016年の『参議院 立法と調査 381号』という文献でも「『無戸籍問題』をめぐる現状と論点」が取り上げられました。

2017年に、そのような流れをくんで、法務局が中心となって地方協議会を設置して、無戸籍問題を解消していくんだと政府が動き出すようになりました。この協議会は法務局が中心ですが、弁護士会や裁判所、法テラス、各自治体との連携協議を重ねました。

2019年には法制審議会の親子法制で議論が始まり、2021年の中間試案を受けて2022年に答申され、臨時国会で審議、成立、2024年春に施行されました。



第2 なぜ無戸籍になるのか

1 原則

出生届が提出されず戸籍の登録がないというのが一般的な無戸籍の原因です。

法務省は、出生の届出がされておらず無戸籍になっている方々について、その実情に応じた案内をするため全国各地の法務局に相談窓口を設け、戸籍を作成していただくための丁寧な手続案内をするなどさまざまな取り組みを行っています。

私がこれまで扱ってきた問題を振り返ると、無戸籍児の問題に限らず、成人で無戸籍状態の人からの相談というのもあり、いくつかは実際に依頼を受けて解消しました。

かつて出生届は出されて戸籍もあったけれど、家族と疎遠になっているうちに失踪者として扱われ、死亡届が出されている状態で、病院に行きたくても受診できないとなり、そこで無戸籍状態を解消したいというような解決事例もありました。

続けて戸籍法の規定についてもざっと紹介します。出生したら出生届を提出して戸籍に登録するのが原則的な流れです。そのため出生届の提出が父や母や医師や助産師に義務付けられています。出生の日から14日以内に届出なければならないという期限が定められています（戸籍法49条）。

もし嫡出否認の訴えを提起する場合でも出生届をしなければならないという規定が戸籍法53条にあります。

基本は父母が届出をしますが、戸籍法57条には、棄児を発見した者は申出をして、申出があったときは調書を作成してそれを届書とみなすというような定めもあって、父母が出生届を出さずに育児も放棄した捨て子という状態であっても、戸籍は作られるという法の規定にはなっています。

法の趣旨としては無戸籍にはしないぞという強

いメッセージが感じられるところで、しかも正当な理由なく届出をしない者には処罰規定まであります（戸籍法120条）。

それでも出生届が出されない場合があります。そこは経済的な事情があったり、出生届と出生証明書が一体になっているため、産院で「出産費用を払わないと出生届を渡さない」といった言われ方をしてそれっきり出せないとか、何とか回収をして出生届が手元にあるんだけど、既に期限が徒過して「出したらもう罪になるよ」とかいう何気ない言葉掛けで、無戸籍であるということをまたさらにひた隠しにするような暮らしを強いられていく人がいます。

なお、戸籍法59条には棄児を引き取ったときはその日から1箇月以内に戸籍の訂正をするようにという規定や、戸籍法110条では、本籍を有しない者は家庭裁判所の許可を得て就籍の届出をしなければならないという規定があります。

② 出生の届出義務に違反し不届⇒無戸籍へ

無戸籍の状態を解消するにはどうしたらいいかというと、就籍届さえ出せば済むというわけではありません。なぜなら、「本籍を有しない者」でなければ就籍手続はできないからです。完全に棄児であれば父と母が分からないので、捨て子の状態だと認識できますから、棄児だと発覚した自治体の方、発見者による届出等で市町村長が調書にして戸籍を作ることができるわけですが、無戸籍問題が起きるのはそういう棄児ではありません。父と母が判明している場合、つまり、父か母の本籍というのが子供の本籍でもあるので「本籍を有しない者」にあたらず、就籍手続ができないのです。

旧民法772条では、離婚後300日以内に出生した子には嫡出推定が及ぶため、父又は母の本籍をその子は持っているはずだから、「本籍を有しない者」ではないので就籍手続はできないというこ

とになってしまうのです。

もともと無戸籍状態を解消するための手続である就籍届の手続が利用できない状態になってしまっていました。

旧民法の考え方では、嫡出推定児が生まれているならば実父が異なってもそれは追って別途手続をして訂正をすればよいのであって、いずれにせよ出生届は生まれて14日以内に届出よというものでした。

これは明治民法につながる家制度的なところがあって、家によって守られる子供は困窮しなくて済むし、家に子が増えるのはいいことだし、世帯主の父親だけが嫡出否認という手続で父であることを拒むことができれば足りるんだという考え方があるように思われます。

この子は推定される父・世帯主の父・夫の子ではないということを、いわゆる「よその者」が主張できてしまえば、家の存続に影響しかねないイメージが悪い。そのように正面から法律に書いてあるわけではないんですけど、そういう時代の流れの中で作られた制度であると理解できます。

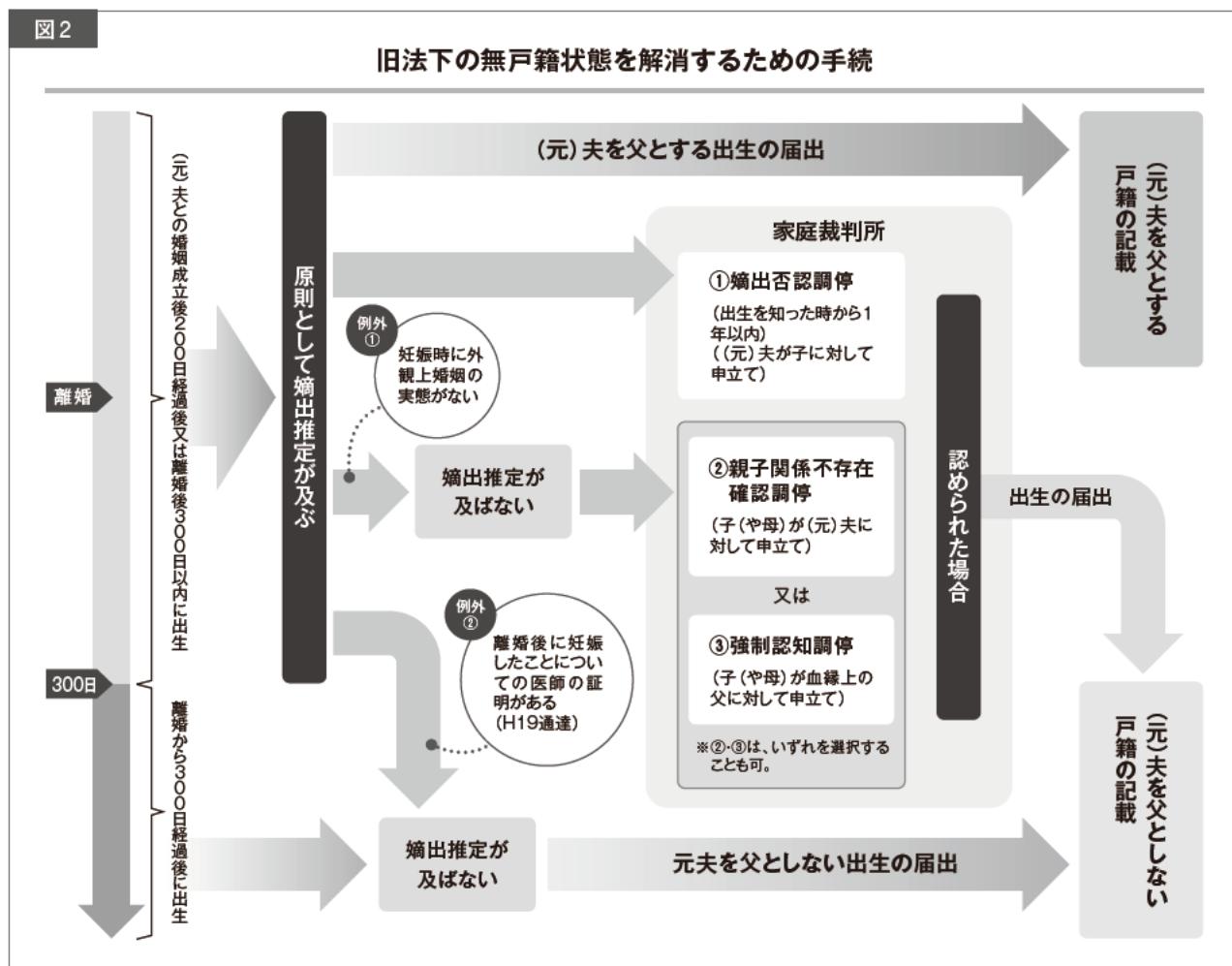
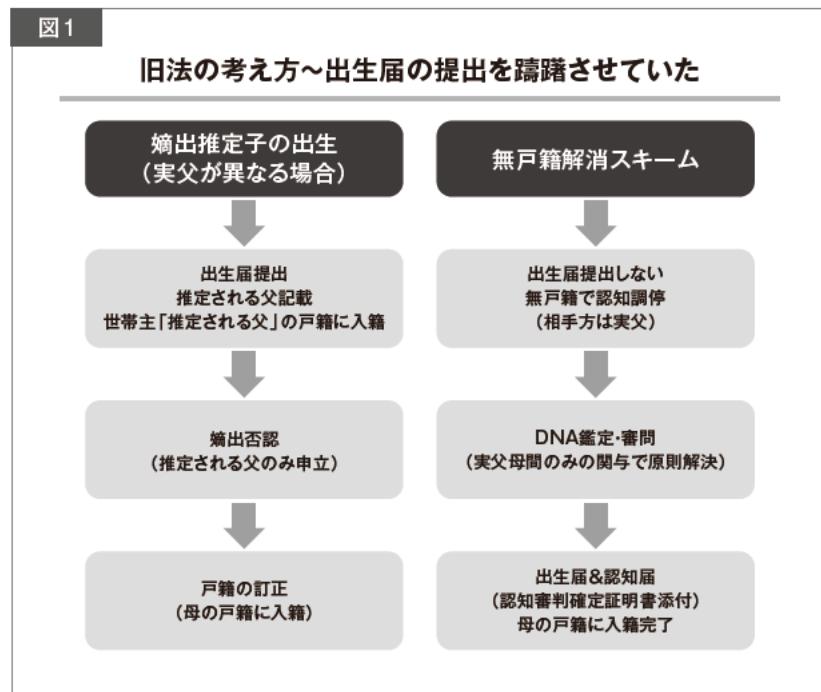
法律としては、嫡出否認をした場合には戸籍の訂正をして母の戸籍に入籍させれば無戸籍は起これようがない、といった立て付けだったはずですが、実際そうはいきませんでした。

もう離婚した元夫なんかと関わりたくないというのが自然な感情の中で、やっと別れた相手と裁判手続をしなきゃいけないなんて嫌だということで無戸籍解消スキームとして確立していったのが、出生届を出さず、無戸籍という状態のまま認知調停をすることでした。血縁関係のある実父を相手方とし、無戸籍の状態で調停を提起して、元夫は関与しない状態でDNA鑑定や審問をして、実父母間のみの関与で解決していくというものです。

場合によっては元夫に通知が行くケースもあるんですけども、嫡出否認の申立人になってもらうようお願いするよりは、ハードルはものすごく低くなります。それと、子の母は、新しいパートナーと再婚していることもありますから、新しい

パートナーとは対立関係にはありませんので、認知調停はスムーズに進むことが多いですし、最後は調停にかわる審判として、認知審判がなされ、認知審判確定証明書を添付すれば出生届、認知届を出して母の戸籍に入籍完了とできるわけです。

あるいは親子関係不存在確認手続という方法もあったりしますけれども、基本はこの認知調停を使った無戸籍解消スキームが確立してきました。図1 図2



第3 令和4年民法改正

1 改正ポイント～出生届をシンプルに提出しやすくなる法改正～

このような中で2019年から法制審での議論が始まって、嫡出推定制度自体を見直すべきだという法改正の流れになりました。しかし、嫡出推定制度とは早い段階で法律上の父子関係を安定させ、家庭の平和を保つという制度であって、これ自体は法改正でも維持されているところがあります。

そこには法律婚の尊重という意識があって、妻が産んだ嫡出子は夫の子と推定されます。また、その意味は、婚姻の効果として、離婚後も一定期間有効といえます。

令和4年の親子法制改正では、懲戒権の削除、嫡出の推定見直し及び女性の再婚禁止期間廃止、嫡出否認制度の見直し、生殖補助医療関係の特例、認知制度の見直しを柱にして改正が実現しました。
図3

嫡出推定制度に関する民法改正は、令和4年12月10日に成立しました。メインは無戸籍が起き

ないようにしようというところで、法成立公布後の1年半以内に施行と規定されており、施行日は令和6年4月1日となりました。

本法律の施行日前に生まれた方やその母も、本法律の施行の日から1年間に限り嫡出否認の訴えを提起して、血縁上の父ではない者が子の父と推定されている状態を解消することが可能です。

婚姻の解消などの日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は再婚後の夫の子と推定するという改正もなされました。これができるのも女性の再婚禁止期間が完全撤廃されて、離婚届を出してすぐ再婚ができるという法律に変わったからです。

再婚してしまえば妊娠時期自体は離婚前だったとしても、再婚した夫との間の子として父子関係が推定されます。法改正前であればいったん無戸籍にせざるを得なかったかもしれないお子さんたちが、父は当然この再婚相手として出生届を出して受理されるようになります。

嫡出否認権の制度も見直しがあり、従前のような家制度を守るイメージで夫のみに認められていた申立権を子及び母に認めることで、より正しい親子関係の定めをしやすくなりました。

しかも嫡出否認の訴えの出訴期間を1年から3年に伸長しました。生きて子育てを始めてばたばたしている間に1年たってしまうことはあり得ることで、この点を見直して、3年の間に申立てさえあれば間に合うとした見直しは有益です。
図4 図5

繰り返しになりますが、再婚禁止期間を撤廃し離婚後即再婚が可能、再婚後に出生した子は婚姻前に懷胎していても当該婚姻における夫の子であると推定をするというのが、新民法772条1項なので、出生届に推定さ

図3

嫡出制度と法改正情報

婚姻と親子関係の紐づけ

- ・嫡出推定制度とは、早い段階で法律上の父子関係を安定させ、家庭の平和を保つ
- ・法律婚の尊重
- ・妻が産んだ嫡出子は、夫の子と推定される（婚姻の効果：離婚後も一定期間有効）

令和4年親子法制改正

- ・懲戒権削除
- ・嫡出の推定見直し及び女性の再婚禁止期間廃止
- ・嫡出否認制度見直し
- ・第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた場合の特例
- ・認知制度見直し

図4

嫡出推定制度の見直し等を内容とする民法等の一部を改正する法律

令和4年12月10日成立

- ・懲戒権削除については、令和4年12月16日から施行
- ・令和6年4月1日から施行
- ・<特例>本法律の施行日前に生まれた方やその母も、本法律の施行の日（令和6年4月1日）から1年間に限り、嫡出否認の訴えを提起して、血縁上の父ではない者が子の父と推定されている状態を解消することが可能

嫡出推定制度の見直しのポイント

- ・婚姻の解消等の日から300日以内に子が生まれた場合であっても、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定する。
 - 女性の再婚禁止期間を廃止。
 - これまで夫のみに認められていた嫡出否認権を、子及び母にも認める。
 - 嫡出否認の訴えの出訴期間を1年から3年に伸長。

図5

民法（親子法）等の改正に関する法律

法務省民事局 令和5年4月

現状の課題

児童虐待が社会問題になっている現状を踏まえて民法の懲戒権に関する規定等を見直すとともに、いわゆる無戸籍者の問題を解消する観点から民法の嫡出推定制度に関する規定等を見直す必要がある。

検討の経過

令和元年6月 法務大臣による法制審議会への諮問
 令和元年7月～ 民法（親子法）部会における調査審議
 令和4年2月 法務大臣に対する要綱の答申
 令和4年12月 参議院本会議において法案の可決・成立（12月16日公布）

改正法の骨子

（施行日：令和6年4月1日）

第1 懲戒権に関する規定等の見直し

懲戒権に関する規定（改正前民法第822条）が、児童虐待を正当化する口実になっているとの指摘。



改正前民法第822条を削除した上、親権者は民法第820条により必要な監護教育をすることを前提に、監護教育に際し、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとする。【新民法821条関係】

⇒ 公布日（令和4年12月16日）から施行

*本改正に伴い、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律上の監護教育に関する規定についても同様の措置を講ずる。

第2 嫡出推定規定の見直し・女性の再婚禁止期間の廃止

1 嫡出推定の範囲に例外を設ける方策

婚姻の解消等の日から300日以内に生まれた子は、前夫の子と推定するとの原則は維持しつつ、無戸籍者問題を解消する観点から、母が前夫以外の男性と再婚した後に生まれた子は、再婚後の夫の子と推定するとの例外を設けるものとする。【新民法772条関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後に生まれる子に適用

2 女性の再婚禁止期間の廃止

1の見直しに伴い、女性の再婚禁止期間を廃止する。

【改正前民法733条関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後にされる婚姻に適用

第3 嫡出否認制度に関する規律の見直し

1 否認権者を拡大する方策

・否認権者を、子及び母に拡大する。
 ・（第2の1により）再婚後の夫の子と推定される子については、母の前夫にも否認権を認める。【新民法774条、775条、新人訴41条関係】

2 嫡出否認の訴えの出訴期間を伸長する方策

・嫡出否認の訴えの出訴期間を、現行法の1年から伸長する。

父が提起する場合：父が子の出生を知った時から3年
 子・母が提起する場合：子の出生の時から3年
 前夫が提起する場合：前夫が子の出生を知った時から3年
 【新民法777条-778条の2関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後に生まれる子に適用
 ただし、子及び母は、施行日から1年間に限り、施行日前に生まれた子について否認することができる。

第4 第三者の提供精子を用いた生殖補助医療により生まれた子の親子関係に関する民法の特例に関する規律の見直し

第3の1の見直しに伴い、妻が夫の同意の下、第三者的提供精子を用いた生殖補助医療により懐胎・出産した子については、夫に加え、子及び妻も、嫡出否認をすることができないものとする。
 【新生殖補助医療法10条関係】

第5 認知無効の訴えの規律の見直し

子、認知をした者及び子の母は、原則的に、所定の起算点から7年以内に限り、認知について反対の事実があることを理由に、認知の無効の訴えを提起することができるものとする。【新民法786条、新人訴43条関係】

⇒ 施行日（令和6年4月1日）以後にされる認知に適用

れる父を書くときは再婚後の夫の名前を記載すれば受理されます。

2 それでも無戸籍がまだ起こり得る ～取り残された課題～

改正民法772条には、「妻が婚姻中に懷胎した子は、当該婚姻における夫の子と推定する。女が婚姻前に懷胎した子であって、婚姻が成立した後に生まれたものも、同様とする。」(1項)、

「前項の場合において、婚姻の成立の日から200日以内に生まれた子は、婚姻前に懷胎したものと推定し、婚姻の成立の日から200日を経過した後、婚姻の解消もしくは取り消した日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懷胎したものと推定する。」(2項)、

「第1項の場合において、女が子を懷胎したときから子の出生のときまでの間に2以上の婚姻をしていたときは、その子は、その出生の直近の婚姻における夫の子と推定する。」(3項)、

「前3項の規定により父が定められた子について、第774条の規定によりその父の嫡出であることが否認された場合における前項の規定の適用については、同項中「直近の婚姻」とあるのは、「直近の婚姻（第744条の規定により子がその嫡出であることが否認された夫との間の婚姻を除く。）」とする」(4項)とあります。

結局、推定規定というのが変わらず残っていて、再婚をしたら、再婚した夫の子と推定されるのですが、必ずしも再婚をするとは限らないわけで、そうなると、やっぱり前夫の子と推定されるというケースが起きてしまう。再婚しなかったら、この新しい法律に基づいても、いったん無戸籍にする現象が起こり得るんだというのが、今日メインで伝えたいところです。

再婚しないがパートナー関係があるなど認知手続に実父の協力が得られる場合は、従来の無戸籍解消スキームのとおりの認知手続で、何とかなるとは思います。

しかし、実父の協力が得られない場合というのも、現実ではありそうな話で、交際関係が解消されていて連絡すらちゃんと取れないとなると、やはり推定される父を相手方に嫡出否認の申立てをすることになります。法改正により、母または子からの申立てが可能になって、申立てを元夫にお願いするという必要はないものの、あくまで元夫を相手方にしなければならないというところの懸念点はあります。

3 相談事例

ひとつ具体的な事例をご紹介します。

相談者の女性は、妊娠判明直後から、子の父にあたる方との関係性から、これは出産後、子が無戸籍になってしまうかもしれないという意識はあって、妊娠中から市役所への相談とかいろいろ回ったものの、何かピンとした回答が得られず、やっと無戸籍専門法律相談ができたときには、臨月、出産間際という、そういう状態でした。

この方は、無戸籍になりそうな、離婚後300日以内の出産予定に該当しますが、まさに法改正後でも、前夫に推定が及んでしまうが、再婚も考えられないというパターンでした。法改正前の事案ではありますけど、この方が法改正後に相談に来ても、やっぱり同じような問題に直面することになります。出産後すぐに出生証明書のコピーを送っていただきて、強制認知の調停申立てをしに家庭裁判所に行きました。

生まれた段階では無戸籍ですが、この申立書自体は、裁判所のホームページのサイトでも、無戸籍の方用の書式という案内があるので、それをそのまま使えます。何でこんなに早く申立てをするかというと、申立てをすることで、事件係属証明書をいただき、それと出生証明書を併せて役所に提出しに行くと、出生届は出せないんだけども、住民票の登録はすることができて、そうすると、健康保険証とかマイナンバーとか、予防接種も受

けられ、一般的な行政サービス全般を受けることができるからです。

事件係属証明書の入手までは、かなりスピーディーに対応しましたけど、いざ調停申立て後はあえてゆっくりというか、産褥期はしっかり休んでもいいよという感じにしました。

このケースだと、交際関係は終わったものの、認知については協力するという実父だったので、代理人弁護士から実父にお手紙を送ったりしました。調停なので、本来管轄は相手方の居所ではあるのですが、あえて子の居所で申立てをしました。子供がDNA鑑定で裁判所に行かなければならぬときなどに、対応しやすくするようにという理由で、こちらの近くの方を管轄にしました。

調停では、DNA鑑定や審問を経て、前夫からの照会の回答も踏まえて、2回ほどの期日で済み、認知の審判というのが出ました。

認知するという合意があっても、やっぱりこの手続の類型的には審判になるので、調停に代わる審判という方法で、異議申立期間を徒過して審判の確定を待ち、その確定証明書と審判の調書を持って、今度は戸籍の窓口、役所の方に行きます。出すのは出生届と認知届です。

認知というのは、普通は認知する父親が届出をするのが原則ですけれど、確定済みの強制認知審

判に基づいて母による届出という方法を探ることができます。

第4 今後の課題

家族法制についても民法改正があり、ちょうど衆議院を通過したタイミングですが、法定養育費制度が創設されるようです^{*}。協議して定めなくとも、債務名義を持っているのと同じような状態で養育費を請求できるとか、それに先取特権が付与されるだとかの議論があるのですけど、その請求の根底には、実父が戸籍に正しく反映されていることが前提で、無戸籍だった場合、無戸籍状態を解消してからでないと請求することができません。

どんなに法定養育費制度と言ったところで、実父ではないと法律上の「父」に、養育費請求できるのか。理屈としてはできても、そんなことをしたら、親子じゃないという紛争になって面倒くさい。躊躇する。結局、養育費未払いというのは放置されていってしまう。

このような観点からも子供の権利の保障のため



^{*}法定養育費制度や養育費債権の先取特権などを盛り込んだ民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)が、令和6年5月17日に成立し、同月24日に公布された。施行は「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日」とされている。

には、正しい戸籍が大事です。また親を知る、アイデンティティの問題もあるという意識を持って、戸籍制度の理解をした方がいいと思います。成人した後も一生にわたって影響がある問題なんだと知っておいてほしいと思います。

繰り返しになりますが、成人した無戸籍者への支援も忘れないでほしいです。

住民票なし、健康保険証なし、予防接種なし、就学の案内なし、学校生活の経験なしという生きづらく過ごした幼少期の思い出というのは、涙なくしては聞けないものです。友達といても、学校に行っていないのに、行っているふうにうそをつくという、そういうことをさせられてきたという事実を背負って、ごまかして生きながら、いざ結婚するときに、せっかく縁あった相手に、戸籍がないから婚姻届が出せないとかいう、そういう問題に直面して。だから、無戸籍解消に向けて動こうという人もいれば、無戸籍状態のまま出産して、またその方から生まれた子が無戸籍状態になるということも現実に起こっています。法改正があつたから無戸籍問題は完全に解決したんだ、終わつたんだというわけではなくて、今後もまだ生じ得る問題だというのはちゃんと意識してもらった上で、さらに成人している当事者の支援というのも忘れないでほしいなというところです。

第5 質疑応答

質問者 無戸籍解消スキームに関する質問です。認知調停から母の戸籍への入籍完了までにかかる時間について、ご経験を踏まえて教えてください。

古賀 数か月以内にできるのではないかなど思います。

DNA鑑定は子供さんを連れて裁判所に行く期日

が1日は必要ですけどね。

お産をされて回復期をちょっと待つとか、例えば上に大きなお子さんがいて、受験とかがあったりすることもあると思うのでその場合は、申立てから期日までをちょっとあえて空けるとか事案に応じて変えるほうがいいかと思いますが、その期間を短くしていけば、半年ぐらいでも解決し得ます。そもそも再婚相手や交際関係のある相手であれば、弁護士が入らずとも、認知調停で話がつけば、無戸籍は解消するというような、そういうイメージを相談者に伝えてあげることで、少しは安心してもらえるのではないかと思う。

質問者 14日以内に出生届を出さないと過料の制裁があると思うのですが、これはまだそのまま維持されているという理解をしていいですか。

古賀 法改正では、その点は変わっていません。

質問者 質問が2つあります。1つは、出生届を期限までに出さないと、犯罪者になってしまうんじゃないかなと当事者がおびえてしまうというのがあって、それで申し出てこられない方がいるのかなという気がするのですが。仮にそういう相談を受けたときに、この過料の規定は大抵は適用されないので大丈夫ですよといった説明をしてもいいのでしょうか。

2つ目は、先程先生からご紹介いただいた事例は、非常にうまく解決がなされたケースなんだろうなと思うのですが、もし差し支えなければ、なかなかうまくいかなかったというか、これは少し困ったなみたいなケースがあれば教えてください。

古賀 1つのご質問については、過料は、私も役所の窓口に立ち会って分かりましたけど、備考欄になぜ手続期間を過ぎたのかは書く必要がありますけれど、現実的に過料が課されるというのは、多分ないんじゃないかなと思っていますので、罰を受けることはないでしょうと、言って大丈夫だとは思います。

2つのご質問は、ご紹介した事例はうまくいったように聞こえたかもしれないんですけど、やっぱり前夫に通知するかも、という流れになったときは、どうする？と不穏にはなったし、いったん、その裁判官は話が通じないかもしれないから取り下げる、別の裁判官のときにした方がよいとか、そういうアドバイスをもらったりしたことありました。前夫を巻き込むことへの拒否の感情がどこまで強いかに左右されるところが大きいです。

単純に家族3人で暮らしていますみたいなケースばかりではなくて、紆余曲折を経て、今、無戸籍状態で児相で子どもが過ごしているケースとかもあります。児相が入っていることで、住民票の登録とか行政サービスについては困らないのでしょうか。お父さんが引き取りたいけど、無戸籍で親子関係が分からぬから引き取れないとか、お母さんは養育を事実上放棄しているし、元夫に知られることを極端におびえて、協力が難しいとか。そういう事案を相談されたというケースもあります。

何が悩ましいって、早く解決してあげたいけど、相談に来てもらわないと解決できないことです。再婚なり交際関係が続いていたら、当事者ができる手続もあるので、弁護士に相談だけでもしてほしいと市民にきちんと伝える、情報を周知すると

いった活動は、やっぱり必要だなと思います。

質問者 一番の悩みが、やっぱり相談に来てくれるかどうかのところだということが、すごくよく分かりました。そういう相談を受けたら、とにかくやってみるということで、頑張って対応したいなというふうに思いました。どうもありがとうございました。

質問者 実父が協力してくれない事案の場合は、嫡出否認の手続を取らないといけないとすると、やっぱりいったん推定される父の戸籍に入籍した上で、推定される父を相手方に調停等の申立てから始めるという決断をするということになるんですか。

吉賀 法は無戸籍状態でも、推定される父、前夫を相手方にして、嫡出否認の手続を取るという方法を筋としつつ、あえて、実父を相手に手続を進めることもあり得ます。

これはいわゆる普通の認知の訴えと同じですけど、未婚で出産してトンズラしてしまうというような実の父親に、認知しろという調停をしたり、そこに来なかったら認知の訴えをしてみる。

そこで強制認知ということができたら、後は窓口に持っていくのは同じパターンになります。

質問者 ありがとうございました。

NF

